

上野事務所ニュース

令和元年 12 月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

特定（産業別）最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました。（千葉：923円、埼玉：926円、東京：1,013円）この地域別最低賃金とは別に、下記の産業又は業種には都道府県ごとに産業別の最低賃金が設けられています。この特定（産業別）最低賃金の一部が12月25日に更新されます。

千葉県の特定（産業別）最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (令和元年10月1日)	923円
鉄鋼業 (令和元年12月25日)	993円
はん用機械器具、生産用機械器具製造 (令和元年10月1日)	923円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (令和元年12月25日)	951円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 (令和元年10月1日)	923円
各種小売業 (令和元年10月1日)	923円
自動車（新車）小売業 (令和元年10月1日)	923円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。産業の種類は、日本標準産業分類を基に区分されます。会社の産業分類がわからない場合にはお尋ねください。

出張旅費に関する調査データ②

今回は「宿泊出張（国内）」に関する調査データについてお伝えします。宿泊出張における日当の支給状況は91.2%となっており、ほとんどの企業が支給しています。日当と宿泊料については、分けて支給するケースが多いようですが、「宿泊出張旅費」として日当と宿泊料を合計した金額を支給している企業もあります。

日当では、支給区分を設けている企業が67.3%と、資格や役職に応じて金額を定めています。

宿泊料については、実費支給とする企業が増加傾向にあり、規模の小さい企業（299人以下）では、一定額を上限とした実費支給を含めると56.5%の企業が実費支給としています。

【役職別の平均支給額】（単位：円）

役職	日当	宿泊料	宿泊出張旅費
社長	4,598	14,095	18,872
専務	3,934	12,568	16,572
常務	3,968	12,722	16,919
取締役	3,802	11,838	15,413
部長級	2,900	9,835	12,517
課長級	2,711	9,345	11,877
係長級	2,458	8,836	11,008
一般社員	2,355	8,605	10,557

退職者の社会保険の取扱い

12月中に退職する従業員の社会保険の取扱いは次のようになります。

- ①12月30日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12月31日までの期間

を全額支給する場合

⇒最終勤務日に関係なく、退職日は12月31日、社会保険資格喪失日は翌年1月1日です。したがって、社会保険料は12月分までかかります。また、12月に賞与の支払いがあった場合、賞与にかかる保険料も納める必要があります。

②12月30日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒最終勤務日が退職日となり、退職日の翌日が社会保険資格喪失日となります。

(例:12月20日退職であれば、社会保険資格喪失日は12月21日)

この場合、社会保険料は11月分までとなり、また12月に支払われた賞与の保険料も控除しないこととなります。

ただし、上記2つは原則的な取り扱いです。具体的な退職日や社会保険に関する手続きについてはご相談ください。

健康保険証は退職日に返却していただくのが原則です。退職日以降、健康保険証は使えません。年内に国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ社会保険脱退証明書(社会保険資格喪失連絡票)を発行し、市町村の窓口で持参し手続きをしてもらうのが良いでしょう。役所の御用納めは12月27日です。

Q&A なぜなにどうして?

Q: 先日の台風により自宅が被災し、避難所から通勤している従業員がいます。その従業員が、通勤途中で怪我をいたしました。会社に届け出ている通勤経路とは違う経路で通勤しているのですが、労災の申請は可能ですか?

A: 通勤とは「労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を合理的な経路

及び方法により往復するもの」をいいます。ここでいう住居とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所

で、本人の就業のための拠点となることを指します。自然災害等により一時的に通常の住居(自宅)以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に住居の場所を移している、と認められますので、今回のように避難所から会社への通勤途中での事故は、通勤災害として扱うことが可能です。(私的行為として友人宅等に宿泊し、その宿泊場所からの出勤は通勤とみなされません。)

通勤災害は、必ずしも会社に届け出ている通勤経路を通っていなければならないということではなく、その経路が「合理的な経路」であるかがポイントとなります。この合理的な経路とは、住居と就業の場所との間を往復する場合に一般に労働者が用いるものと認められる経路及び方法をいいます。

通勤経路が合理的なものであったとしても、その途中で逸脱(就業や通勤と関係ない目的で経路を外れること)や中断(通勤と関係ない行為を行うこと)をした場合には、その後の移動が通勤として認められません。ただし、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものについては例外的に認められており、例えば、病院等にて診察や治療を受ける場合や日用品を購入する場合などは、一時的に経路から外れたとしても、その後合理的な経路に戻れば通勤として認められます。

冬季休業のお知らせ

上野事務所の本年の業務は
12月27日(金)まで
新年は1月6日(月)から
とさせていただきます。
今年も一年、ありがとうございました。
来年もよろしく願いいたします。